

出雲市水道料金等審議会【第6回】 会議録

1. 開催日時 平成30年8月24日(金) 14:00~16:00
2. 開催場所 出雲市上下水道局 2階 入札室(会議室)
3. 会議の出席者

(1) 委員(出席10名、欠席2名)

足立幹男 委員	糸原直彦 委員(会長)	今井順一 委員	上田 務 委員
太田千恵 委員	小村慎二 委員	長岡明生 委員	船越 均 委員
山根由美 委員(副会長)	横田笑子 委員		

※欠席：飯野公央 委員、松尾英子 委員

(2) 出雲市(8名)

上下水道局	局長 田中勤一、次長(兼水道営業課長) 佐藤恵子		
水道営業課	課長補佐 妹尾俊彦、主任 上原和也、主任 岡貴行		
水道施設課	課長 岡芳幸、主査 宮本俊之	浄水管理室 室長 内部郁男	

4. 次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事

(1) 水道料金の改定について

- ①水道料金体系の改定について【資料1】 【資料2】 【資料3】
- ②県内8市等との料金比較【資料4】

(2) 答申書に盛り込む予定項目【資料5】

4. 次回開催日程の調整

今後の審議予定【資料6】

5. その他

6. 閉会

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事

〔質疑等〕

(1) 水道料金の改定について

- ①水道料金体系の改定について【資料1】 【資料2】 【資料3】
- ②県内8市等との料金比較【資料4】

会長) 資料の様式ですが、第5回で提示いただいたものよりも【資料2】で見た方が分かりやすいということでしょうか。

事務局) 第5回は【資料3】のような形でしたが、料金表として見た方がイメージしやすいかと考え作成させていただきました。どちらが見やすいかは、個人差があると思います。

会長) 第5回では、案1、案2とありましたが、今回、案3と案4を追加提示していただきました。ご質問、ご意見をお願いします。

委員) 【資料1】の(全ての基本料金従量料金を給水原価以上に設定すると、一般家庭の水道料金が高騰することから、小口径(13~25mm)の基本料金は、平均改定率よりも低くし、従量料金は、給水原価を下回っている単価の見直しを行うが、見直し後も給水原価を下回っている単価が生じる。)その通りであり、一般家庭の見直し後も給水原価を下回っている単価が生じるところが、ポイントかと思っています。

それぞれ特徴はあると思いますが、どの案が特に配慮しているのでしょうか。

事務局) 平均給水原価が平成29年度決算見込で1m³あたり167円ですので、【資料2】のそれぞれの案の四角囲みをしているところだけを見ると、安いところが配慮してあるように見えますが、基本料金と従量料金で見ますので、平均使用水量で見た場合は、表の右側の改定率が低いものが、配慮してあるとみていただければと思います。

委員) どの案がいいのか判断が難しい。

事務局) 全体を一律に改定したものが案1です。料金体系の課題を解消するために差を設けたのが、案2、3、4になります。

委員) 従量料金がどれを選ぶかによって、違いがあると思いますので、まとめて安い方がいいのかなとは思いますが。

従量料金は、使用量が多くなると、単価が高くなっているのです、どの案がいいか悩

ましいところでは。

いずれにしても、一般家庭の影響を考慮して、給水原価を下回っている単価が生じるというところは、しょうがないのかと思います。

会長）基本料金と従量料金を足して平均使用水量で計算した改定率が、表の右にありますが、少しずつ割合が違っており、多少の特徴が見えるのかなと思います。

例えば案2と案4を比べると、小口径は12、13%と14、15%であり、そのかわり中口径は案4の方が若干低い改定率となっていると、悩ましいですね。

委員）出雲市の料金体系で、見直す課題は何でしたか。

事務局）基本料金と従量料金の収入割合と、平均供給単価と給水原価について、給水原価を下回っている単価があるということです。

委員）大口径のものが、他市などに比べると安いということですか。見直す必要があるということですか。

事務局）まず、大口径については、基本料金が安い。その分従量料金が高く設定はしてありますが、水を使えば使うほど高く単価設定がなっているのは、あまり良くないと思います。水道事業としては、水を使ってもらう方が良いので、今回基本料金は大幅に見直ししますが、水を使う部分はいくらか軽減して、水を使っても負担感が出ないように、基本料金にシフトして、従量料金の改定率を軽減するような見直しをすること、もう一点は、給水原価（平成29年度決算見込167円/m³）を下回っている単価については、見直していかないと、売れば売るほど赤字になるということになります。

ただし、全体としてどのようにしていくかということです。大きなポイントとしては二点になります。

委員）【資料2】で見ると、四角囲みをしてある単価が、赤字になるところということになりますね。

事務局）そうです。今回見直しをしても、給水原価を下回っている単価が生じてしまうこととなります。

委員）今回見直しをかけてもそういった単価が残るということですね。いわゆる家庭用については、配慮してあるというイメージですね。

事務局）はい。

委員）大口径については、こういったイメージでしょうか。案2と案4では、使う側

からしたらどちらが有利でしょうか。

事務局) 案4が有利に働くと思います。なぜかと言うと、基本料金については、案2に比べると高くなっていますが、大口の方は、平均使用水量が多い(口径200mmは、1万 m^3 以上使用)ため、基本料金よりも、従量料金が案2に比べると3円安い設定となっていますので、水を多く使う方にとって負担感は少ない、基本料金は案2に比べると高くなりますが、従量料金は、軽減してあるということになります。

案2も、同じように設定していますが、案4と比べればということになります。

委員) 案2と案4で、大口のイメージだと。基本料金を少し抑えたのが案2、上げたのが案4ということですか。

事務局) 平均使用水量の使用の場合に全体(基本料金と従量料金)で12.5%程度となるようにしていますので、概ね従量料金の差が、基本料金へシフトしたようになっています。現在、使えば使うほど負担になっていますので、少しでも軽減を図りたいと考えた案になります。

委員) 他市と比べるとどうなのでしょう。松江市は水道料金が高いので、安来市と比べたら。

事務局) 例えば、松江市で口径150mmの基本料金は約42万円、安来市は口径100mmの基本料金が約25千円です。

委員) 口径100mmについて、案2の16,500円、案4の20,300円と比べて、安来市は約25千円ということですか。

事務局) 正確には24,900円です。ただし、従量料金は、51~100 m^3 までが212円、101~500 m^3 が218円です。

委員) 案2も案4も安来市とは、そのあたりはあまり変わらないということですね。

事務局) そうですね。

委員) 安来市の家庭用は、【資料4】の口径13mmで20 m^3 が3,451円となっていますが、一般家庭で一番多く消費されているところになりますか。

事務局) 安来市の状況は分かりかねますが、出雲市の口径13mmの平均使用水量は、15 m^3 になりますので、20 m^3 比較だと若干多い水量になります。

20 m^3 は、全国的にいろいろ統計や調査を行う時に、各事業者と比較する場合によく用いる水量です。

委員) どの案にしても、安来市よりは安いということですね。

事務局) 使用水量にもよる場合がありますが、恐らくそうだと思います。

委員) 出雲市のスタンスは、どこへもっていけばよいでしょうか。大口径の利用者は、安来市より出雲市の方が多いということですかね。

事務局) はっきりしたことは申し上げられませんが、口径別の 150 mm や 200 mm の基本料金の設定がないということは、そこまでの必要がないということだと思います。

委員) 関係ないと、必要ないということなんでしょうね。

事務局) そう読み取れるかとは思いますが。大口径となると病院や工場となりますので、安来市と比べればということだと思います。

委員) 案 4 の従量料金 9~16 m³ の 21.5% が気になります。ここに該当する方は、多いですか。

事務局) そうですね。全体の水栓件数で言うと約 2 割強です。

委員) そうすると案 2 の方が、少し公平感があるような気がします。

会長) 委員さんのおっしゃるとおり、案 4 の場合は負担の大小差があるという特徴が出ていると思います。

確認ですが、大口径、小口径というのは、13~25 mm が小口径、30~75 mm が中口径、100 mm 以上が大口径という表現でよいでしょうか。

事務局) よいです。

会長) 出雲市は医療が発展していて、大口径は、病院とかイメージするのですが、例えば、中央病院や島根大学病院などはこの大口径のクラスになりますか。

事務局) 事業年報 P60 メーター設置数をご覧くださいますと、平成 28 年度になりますが、全体約 54 千台のうち 53 千台以上が口径 25 mm までのところで、30~75 mm で約 700 台、100 mm は 4 台、150 mm は 2 台、200 mm は 2 台ということになっています。

言われるように、大口径は中央病院や島根大学病院のような特定されたところで使用されており、一般家庭については、口径 25 mm までのところ、会社や一般の工場などは、口径 75 mm までのところで使用されているという状況です。

事務局) 口数の割合で言うと家庭用と表現します 13~25 mmが 97、98%くらいを占めています。事業用は、25 mmをお使いの一部と 30 mm~75 mmになると思います。

事業用に供するところもある程度抑えなければならないということもあり、【資料 2】の表右側にある平均使用水量というのが、30 mm以上は 100 m³を超えていますので、100 m³以上の単価については、ある程度事業用の上げ率を抑える方向性で提案しています。

ある意味、割安感がイメージとして出るような上げ幅をして、事業用の方でもより多くの水を使っただけだと考えています。

もう一方、基本料金をあまり上げたくないというのは、基本水量内の 8 m³までの方も結構おられまして、ある程度、家庭用の基本料金を抑えながら、欲張ったような形にはなりますが、案を提示させていただいています。

委員) 利用する側から、一般家庭、営業用といろいろな立場から考えていましたけれども、事務局から説明にありましたように、案 3 については案 1 と案 2 の間という整理ができました。

利用する側の意見として考えると、基本料金はなるべく抑え、様々な課題がある中で全て平等にでは、なかなか解決できないと思いますので、案 2 か案 4 で説明ができるのかなと思います。個人的には案 2 程度かなと考えています。

大口利用の立場というか、現状と改定後の水道料金について、お考えがあればお聞きしたい。

会長) 金額で話すのは、なかなか難しいかと。

委員) 4 案全てについてですが、恐らく口径としては 30~40 mmのものが整理されて、基本料金の部分、従量料金の 100 mm以下部分については、どの案を採用されても、多く利用する場合にはほとんど影響がないと思います。

恐らく大口利用の場合は、100 m³以上使っているので、100 m³以上の単価が安ければ負担軽減になるのだろうと、改定率の記載がありますが、10%前後の改定率になるのではないかと思います。金額では、なかなか表現が難しいですが、そこまで負担が減るわけではなく増える形にはなります。ただ、一般家庭の方ですと、13 mmの平均使用水量で 15 m³程度、多く使う方で 25 m³程度だと思いますが、このところまでの負担軽減を考えないと、該当する方が多いと思います。

また、年金暮らしの方などは、基本料金の中 (8 m³) でおさまるくらいではないかと思えます。一律に上げてしまうと、そういった方の負担が大きいのかなと思います。

そのあたりを考慮して、10%程度の改定率になるように設定されていると思いますので、どちらがいいかと言うと、難しいとこともありますが、案 2 の方が、負担が少ないように設定されているのではないかとみています。

会長) その他みなさんご意見ありますか。

委員)【資料2】改定率について、平均供給単価では160円から180円の12.5%ということでしたが、それが表の右の改定率とみればいいですか。

事務局)12.5%は、全体の水準として話でありましたが、【資料2】の改定率は、平均使用水量で、実際に体系に落とし込んで、料金表としてお示ししたものを、平均使用水量で計算するとこの改定率になります。

案2で言うと、実際に13mmで15m³使っている方は12.3%、25mmで47m³使っている方は13.9%の改定率になるということです。

委員)難しいですね。

会長)【資料2】の改定率のところで、例えば案4になると、従量料金の9~16m³が160円で、21.5%の改定率となっており、基本料金と従量料金の全体で平均使用水量の場合、13mmが15%、21mmが14.3%、25mmが14.1%となると、一般家庭への一番影響が及ぶのは、案4だととらえるわけですね。

事務局)そうです。

会長)平均改定率が12.5%なのに、実際には15%程度アップしてしまいますということですね。

事務局)平均使用水量で計算すると、そうなります。基本料金のみの方は、10%程度で済むということになります。

会長)基本料金のみの方は負担が少ないが、9~16m³になると従量料金の単価が21.5%になり、負担感が大きくなると、案2、案3は、そこまでの差はないということになりますね。

委員)企業とかの中口径の方は、案4がいいでしょうね。だけど、一般家庭は、案2がいいでしょうね。大口徑については、どの案にされても、基本料金の差はありますが、調整されているということであれば、うまく対応ができているのかと思います。

悩ましいのは、重視するのは一般家庭か中小企業かということでしょうね。

委員)そうですね。一般家庭より企業が優遇されているのか、とみてしまいますね。

委員)案を見比べると案2が妥当なところかな、と思います。

委員)案4の9~16m³の従量料金は、160円で21.5%、案2では151円で15%となっており、一般家庭は負担の差がでますね。

委員) 従量料金はそうになっているが、基本料金は逆に少しずつ安く設定してある。

委員) 基本料金はそうかもしれないが、お金は従量料金のところで、ウエイトが上がると思うので、そこは考慮しないと。

委員) 表右の平均使用水量の改定率を見比べると、そうでもないと思いますよ。むしろ案4の方が、改定率は大きくなる。

委員) そうですね。そうすると案2がいいかなと思います。

委員) 今回3億円の増収を目標として、率を見ただけでは、企業はやっぱり大事にして、一般家庭は平均12.5%より少し多めにアップしたように見える。大きい数字ではないですが、9.4%~13%、12.5%よりも一般家庭で、平均使用水量で計算した時に余計に払うように見える。

案2で、例えば口径20mmは平均使用水量21m³で13%、口径75mmは平均使用水量1,114m³で9.4%と金額的にはかなりあると思いますが、負担に差が出るという形ですね。

委員) 基本料金のみの方は、割合としてどのくらいあるのでしょうか。

事務局) 全体で行けば、概ね13~25mmで3割程度ですが、若干30mm以上のところにも基本料金のみの方は、おられます。

委員) 企業も大事でしょうが、それは営業でやっているもので、生活にかかっている人を大事にしないといけないので、案2が妥当だと思います。

委員) 案2がいいですが、問題は、企業が優遇されているよう見えるところです。

委員) それは、基本水量内(8m³)のところは、一番値上げ率が低く設定してありますよ。

委員) 少ない使用量の方は、わかりますが、なぜ、平均使用水量の計算の時、一般家庭よりも低い改定率になっているのかと。使うお金が違うんだと、企業として使うものですからね。

委員) 企業がたくさん使えば、水道の経営というか、収入が賄えるので、あまり同じアップ率ではなく、そういうところで、赤字部分を補っているというところも考慮してのことだと思います。

委員) 出雲市の課題は何でしたか。

委員) 給水原価を下回っている単価があるから、それをたくさん使うところで補てんしているようなところを考慮してだと思います。

委員) 一般家庭が少しだけ、改定率が上がるのは、以前議論しましたが、一人あたりの管路延長が他市と比べてもダントツに長い、それは、住宅を好きなところに建てて、そういう意味の住みやすさみたいなものは、享受しているわけであり、ここは建てたらだめとかなく、ある程度好きなところに住んでいるのは、一般家庭で持ってもいいのではないかと、ただし、水量の少ないところは抑えてある。

企業は、自由には工場などは建てられないので、ある程度継続して立地してあるところについては少し抑える。

管路が長いのは、将来のメンテナンス費用も掛かりますし、そういった点で言うと案2はよく考えられていると思います。

委員) 出雲市の水道料金の特徴としては、大口径が他市と比べると安いような説明があったように思いますが。

事務局) 大口径は、基本料金が安いということです。従量料金は、逡増制といって 50 m³以上、101 m³以上は、高い料金設定となっています。あくまで基本料金が安いということです。

委員) 給水原価を下回っている単価がありまよね。

委員) そうですね。給水原価を下回っている単価をある程度のところまでもっていきこうというのがありますね。

会長) 口径 13~25 mmは、一般家庭というようなこともありましたが、小規模事業者の方は 25 mmにも多くおられると思います。そうすると、案2でも平均改定率より上がってしまうような感じはしました。

委員) 低いと一般家庭は助かる。

委員) 何で、大きいところの改定率が低くなるのか。総金額は、一緒ですよみたいに簡単な説明ができるといいですけどね。金額では、比べようがないですよ。

事務局) 料金表を見てもらうと、従量料金区分が 25 mmまでひとくくり、それ以上がまたひとくくりとなっていますので、どうしても、その中の小さい口径と大きい口径を 12.5%にしていくと、間のところで差が出てしまいます。

委員) このグループ(小口径、中口径)が家庭用と企業用だと考えて、概ね間違いは

ないと思います。それで、なぜ改定率に差がでるのか。企業用でもう少し負担してもらおうと考えると案1になるわけですね。

事務局) そうです。案1になります。

委員) 何も考えずにやれば、一律負担になりますね。

事務局) 案2の改定率10%程度のところを変えらるとなると、基本料金を変更することになり、事業者の方でもあまり多くない使用量の方もおられ、基本料金の大幅な改定は、負担が大きくなります。

委員) 従量料金を上げれば。

事務局) 従量料金を上げると、大口径の料金が大きく上がることになります。30 mm以上は平均使用水量で、月々100 m³以上を使用しておられますので、100 m³以上の単価を上げることによって、総金額はかなり上がることになります。

委員) 個人的に思うのは、中口径のところは、3%も改定率が違うところです。

事務局) その差を縮めたものが、案3になります。

委員) 案3は、基本料金が少し上がっていますね。

委員) どこかを調整しないと、数字がおさまらないでしょうね。

委員) ある程度の公平感とポイントで基本料金のみの方を縮めて10%程度で、使われる方は、ある程度の公平感をもって増分をお支払いいただくように。今までの支払金額がそこまでアンバランスでなければ、良いのかと思います。

事務局) 案2で言いますと、改定率9%台と差がありますが、結果的に給水原価を下回っている単価がまだあると、本来は、そこをもう少し上げるべきではありますが、改定率が大幅に上がるということから、そのまま残っています。今までの料金設定については、そもそも多く使う企業の方に負担がかかっている状況でしたので、今回このような改定率になっているということです。

委員) 今まで、多めにいただいていたので、今回は少し抑えてということですね。

事務局) 給水原価をみたときに、ある程度の見直しが必要ですが、大幅な改定は、料金が高騰し、影響が大きいですので、改定後も給水原価を下回っている単価はありますが、そこを何とか考慮したのが、案2です。

9%台の改定率になる場所もありますが、そこは今まで、1 m³あたりの負担が多かったという状況です。

委員) 大口径は他市より安いというイメージがあったので、何でかなと。

事務局) それは基本料金のみの場合です。

委員) わかりました。

委員) 従量料金の設定について、何らかの表示が必要かな。

事務局) パーセントとしては、上がっているようにはなりますが、給水原価より低い設定で、出しています。

委員) おっしゃる事はわかりますが、弱小者がある程度はフォローしながらどっかが支えていく。島根県も東京(国)から交付金をもらって回っている論理とほぼ近いと思います。ある程度、お支払いできるところがフォローしながら、少しずつ改善していくということだと思います。

事務局) 主に事業用で使われるものや多い水量の従量料金は、給水原価よりも高い設定となっています。

委員) 東京の方で支払っている税金と同じようなものだと思います。東京に戻ってこないから。

事務局) 以前と比べてどうこうとは、感情的にあると思いますが、現状の水を作るお金に対して、どのような体系になっているかを見ていただいて、一般家庭では、作るお金より少し安くして、事業者の方には、たくさん使われるということもありますので、少し多く負担していただいてというところで見えていただければと思います。

委員) 平均使用水量で改定率を比べてありますが、現実的にはないと思いますが、一律に 25 m³の時に改定率を比べると、恐らく大口径のところの改定率はるかに上がっていると思います。

事務局) そうですね。改定率が下がるのは、従量料金の 50 m³以上の単価の改定率が下がっているからです。

委員) 同じ水量で比べると、いいかと思います。

事務局) 基本料金や従量料金の単価だけを比べると、大口径の方が単価の設定が高く

設定してありますので、少ない同じ水量で比較すると高くなるかと思います。

委員) 今の従量料金の単価というのは、例えば、(口径 30 mm以上、9~16 m³) 166 円が 190 円になるということですね。

事務局) そうです。

委員) 今でも高い単価ですよというのは、このあたりのことですね。

委員) 現状だとここの単価 (166 円) が、ほぼまともな単価ということですね。

委員) それを今度は、190 円にすると。小口径は、原価を下回っている単価になっているため、どこかで調整しないと。案 4 であれば、小口径とそこのあたりは、もう少し公平感がある。

会長) 皆さんのご意見を伺った様子だと、案 2 が多いような気がします。案 3、案 4 を提示していただきましたが、委員さんが言われたように、どう表現するかというのは、確かにあると思います。

そのあたりを含めて、事務局の方で考えていただき、分かりやすいようにしていただければよいかと思います。

委員) 見た時に分かりやすいようにしていただければ。

会長) 案 2 で、妥当と判断してもよろしいでしょうか。

委員) いいです。

委員) 異議ありません。

会長) それでは、案 2 でご了承いただき、今後の答申へ向けていくこととします。

〔質疑等〕

(2) 答申書に盛り込む予定項目【資料 5】

会長) 【資料 5】に基づいて、答申書案を作成していくということですが、皆さんご意見等があればお願いします。

委員) 改定の理由も含まれていますか。

事務局) あります。中に記載します。

それと、2. の改定の時期について、算定期間が4年のご判断いただいたところですが、具体的な改定の時期については、算定期間が平成32年から35年ということから、4月からという考えもありますが、時期についても、答申書案にあわせて、ご提示できたらと考えています。

今後のスケジュールですと、今年度、概ね議会等の説明、条例改正ができればと考えておりますが、来年の平成31年10月には、消費税率の改正が、法律改正がないかぎりには決まっております。

仮に、今年度中に議会に提出して、結論を得たとしても、料金改定をするにあたって、周知期間は半年から、1年くらい必要ではないかと考えております。その中で消費税率の改正などもあり、委員の皆さんのご意見もあると思いますので、次回の答申案にあわせてご議論いただければと考えています。

会長) 今まで、議論していた中で、平成32年から35年の4年間を算定期間として、イメージしていた部分もありましたが、消費税率の改正のからみで、場合によっては、ずらすということもありうるわけでしょうか。

事務局) 例えば、平成32年からではなく、平成31年10月の消費税率の改正にあわせてとか、いろいろな案はあるのかと思います。

会長) 前倒しということですか。そういうことも含めてですか。

事務局) なかなか後にずらすと、収入に影響がでますので、1年だと、3億円収入が違っていきます。消費税率の改正と同じだと、負担感があるかなとは考えますが、一方では、一緒がいい考え方もあるとは思いますが。

会長) ある程度考えられるのは、平成31年の消費税率改正を一緒にするのか、消費税は消費税、料金改正は平成32年からというイメージですか。

事務局) 周知期間を半年にするのか1年にするのか。そこのあたりのご判断かとは思いますが。周知してご理解いただくのは、1年くらいあってもよいかと考えています。

委員) 1年経っても、内部留保資金残高は大丈夫ということでしょうか。

事務局) そうです。

会長) 次回の項目として、議論するということがよいですかね。

事務局) はい。

会長) その他、皆様のご意見ありませんか。

委員) ありません。

会長) それでは、本日は以上となります。

4. 次回開催日程の調整

今後の審議予定【資料6】

平成30年10月11日(木) 14時から16時

5. その他

報酬費・費用弁償旅費について説明。

6. 閉会